

障がいのある人を対象とした
神奈川県教育委員会 会計年度任用職員（非常勤）募集のお知らせ
～ 神奈川県教育委員会サポートオフィス職員<チャレンジ雇用>
（学校技能サポーター）の募集 ～

神奈川県内に在住し、民間企業等への就職を目指す障がいのある人を対象に、就労経験の機会を提供するため、「神奈川県教育委員会サポートオフィス」で雇用する会計年度任用職員（非常勤）を募集します。（雇用開始は原則として令和3年6月1日です）

※ 勤務地は県立学校になります。

応募期間 令和3年3月26日（金）～ 4月8日（木）

選考日 令和3年4月21日（水）

1 採用予定者数、業務内容

採用予定者数	27名程度
業務内容	県立学校において、校舎・校地の清掃や美化、緑化・樹木の手入れ・除草、簡単な修繕・製作等を行います。

この募集のお知らせで募集する学校技能サポーターは、**チャレンジ雇用**です。

チャレンジ雇用とは、民間企業等への就職を目指す障がいのある人を、各省庁・各自治体で会計年度任用職員として雇用し、就労経験を踏まえ、雇用された方がハローワークなどを通じて民間企業等への就職を目指す制度です。（「5 勤務条件等」の「雇用期間」に記載のとおり、雇用期間及び更新される回数に制約があります。）

2 応募資格

次の要件をすべて満たす人（年齢の上限はありません）

(1) 神奈川県内に在住している人（注1）

(2) 次のいずれかに該当する人（注2、注3）

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ・ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）、労働安全衛生法第13条に規定する産業医又は人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第9条第1項に規定する健康管理医その他これに準ずる者が作成した、障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書又は意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医が作成した診断書又は意見書に限る。）の交付を受けている人
- ・ 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人（注4）
- ・ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害があると判定された人
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

※ 次に該当する人は応募できません。

○ 地方公務員法第16条の規定に該当する次の人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

(注1) 就学等のため一時的に県外に在住していて、家族が県内に在住する人を含みます。

(注2) 交付申請中の場合も申込可能ですが、令和3年5月31日（月）までに交付されている必要があります。

(注3) 選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。採用までの間に応募資格がないことが判明した場合には採用できません。

(注4) 手帳の名称については、交付している地方公共団体により独自の名称が付されている場合があります。御自身の手帳の種類が不明な場合は、交付元の地方公共団体の窓口で確認してください。

3 選考内容等

日 程	内 容	場 所	合格発表
令和3年4月21日(水)	面接	神奈川県職員キャリア 開発支援センター (横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1)	令和3年4月28日(水)

※ 選考日程等の詳細は、申込者へ別途郵送で通知します。

※ 面接では、受験者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席が可能です。希望する人は、同席者の氏名を申込書に記入してください。

※ 受験上の配慮（車イスの使用、就労支援機関の職員等の同席、別会場での受験等）を必要とする人は、配慮の内容を申込書に記入してください。

※ 選考結果は、合否にかかわらず受験者全員に文書で通知します。

4 合格者対象の事前説明会の実施

合格者を対象に、障がいの特性や必要な配慮の確認、業務内容の説明などを行います。

※ 説明会は令和3年5月10日（月）を予定しています。詳細は、合格発表時にお知らせします。

※ 選考及び合格者対象の事前説明会に係る交通費等は自己負担になります。

5 勤務条件等

報酬等 （報酬額は 税引き前 です）	週 29 時間勤務の場合 月額 123,968 円 上記以外の場合 時間額 1,064 円 (ただし、1日当たりの勤務時間が7時間45分の日は日額 8,247 円) 期末手当等年1回(12月)支給 通勤に要する費用(県の規定による)を支給
勤務時間	週 20 時間～29 時間(週 3～5 日)の範囲で、合格者の希望を確認し、調整します。 (例) 週 29 時間: 週 5 日(6 時間×4 日、5 時間×1 日) 週 29 時間: 週 4 日(7 時間 15 分×4 日) 週 24 時間: 週 4 日(6 時間×4 日) 週 20 時間: 週 3 日(7 時間×2 日、6 時間×1 日) 8 時 15 分～17 時(休憩時間は 45 分)の間の所定の時間 ※ 原則として時間外勤務はありません。
休日	原則として土曜日・日曜日・祝日 ※ 学校行事等の関係で、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合があります。
勤務場所	県立学校(高等学校、中等教育学校又は特別支援学校)
健康保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・条例による災害補償適用に原則加入 ※ 勤務時間により、健康保険・厚生年金保険の対象外となる場合があります。
雇用期間	令和3年6月1日(火)から令和4年3月31日(木)まで ※ 原則として、最初の1ヶ月は条件付採用期間となります。 ※ 同一の業務が継続してある場合には、選考(面接)を経て、2回(令和5

	<p>年度まで)を限度に、改めて雇用される場合があります。</p> <p>※ 合格者の希望により、雇用開始日を令和3年7月1日(木)まで、延期することが可能です。(雇用開始日は平日となります。)</p>
その他	<p>採用後は地方公務員法が適用されます。</p> <p>障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者雇用状況の報告を行う必要があります。そのため合格者には採用時にも、手帳等の内容の確認を行います。</p>

※ 民間企業等への就職に向けた必要な支援を受けるため、「障害者就業・生活支援センター」又は「障害者地域就労援助センター」に登録いただくことを推奨します。
(登録の有無は、選考の可否には一切影響しません。)

6 応募方法等

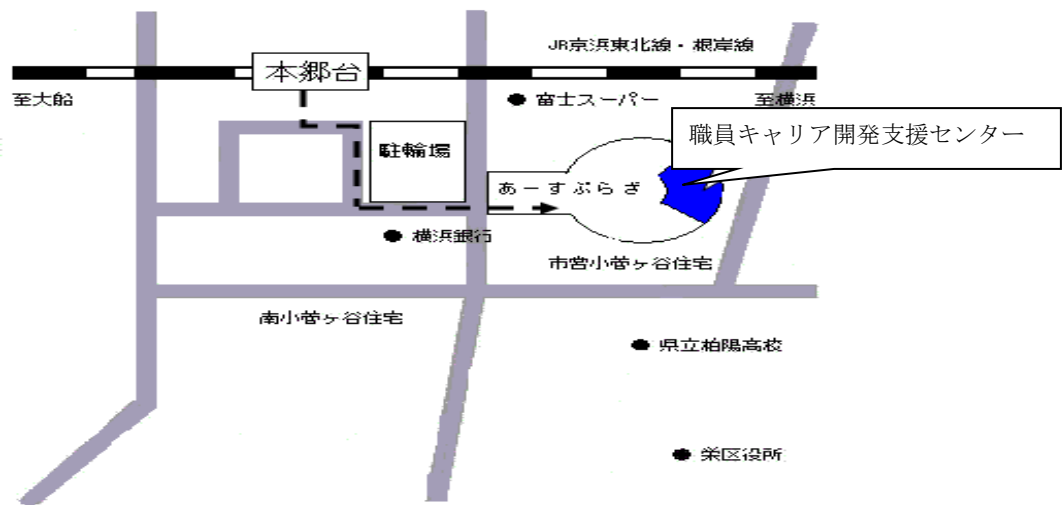
応募方法	<p>次の応募先へ応募書類を郵送又は直接持参してください。</p> <p>封筒に「神奈川県教育委員会サポートオフィス<学校技能サポーター>応募」と赤字で記入してください。</p>
応募期間	<p>令和3年3月26日(金)～4月8日(木)</p> <p>(郵送) 4月8日(木) <u>消印有効</u></p> <p>(直接持参の受付時間) 8時30分～17時15分(毎週土・日・祝日を除く)</p> <p>※ <u>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送で提出してください。</u></p>
応募書類 (返却は しません)	<p>① 神奈川県教育委員会サポートオフィス職員<学校技能サポーター>申込書</p> <p>② 履歴書(市販のもの又はパソコン等で作成したもの)</p> <p>③ 次のうち該当するもの一つ</p> <p>身体障害者手帳の写し、指定医等の診断書又は意見書の写し、療育手帳の写し、判定書の写し(児童相談所等で知的障害があると判定された人)又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>※ 本人の手帳と確認できる部分(顔写真(ある場合)、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分の写しを提出</p> <p>※ 手帳を申請中の人は、申請内容が確認できる書類の写しを提出</p> <p>④ 「返信用封筒」(受験票送付用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【長形3号】規格(120mm×235mm) ・84円分の郵便切手を貼付 ・受験票の送付先(郵便番号、住所及び氏名)を明記
応募先	<p>〒231-8588</p> <p>神奈川県横浜市中区日本大通1</p> <p>神奈川県教育委員会サポートオフィス</p>

令和3年4月13日(火)以降、選考日程等について、応募者へ、郵送で通知します。令和3年4月15日(木)を過ぎても届かない場合は、次の問合せ先へ御連絡ください。

【選考会場】

神奈川県職員キャリア開発支援センター

横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1（JR京浜東北・根岸線「本郷台駅」徒歩5分）



※ 原則として自動車による来場はできません。車イス使用のため必要がある人は、応募前に次の問合せ先へ御連絡ください。

問合せ先

神奈川県教育委員会サポートオフィス

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県庁分庁舎11階（4月1日以降は、「東庁舎」）

電話 (045) 285-1040

FAX (045) 210-8920

感染症拡大防止のため、次の通り取り組みます。

- ・ 受付にビニールカーテン等を設置
- ・ ドアノブなどの消毒
- ・ 入口や扉等を開け、毎時2回以上換気

また、次の点については、職員も励行しますので、受験者の皆様もご協力をお願いします。

- ・ マスク着用、手洗い、手指消毒
- ・ 体温測定、体調管理